

瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画(骨子案)に対する 意見の募集結果について

瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画(骨子案)に対して、県民の皆様から提出された御意見、これに対する県の考え方及びこの度変更した瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画を公表します。

1 公表する資料

- (1) 瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画(概要)
- (2) 瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画(全文)

2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

- (1) 意見の募集期間
平成28年5月17日(火)から平成28年6月16日(木)まで
- (2) 意見の件数
5人 43件
- (3) 意見の内容と県の考え方

【現状及び課題について】(4件)

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	漁獲量の変化が示されているが、量だけでなく、主要構成種の変化も示しておく必要がある。	御意見を踏まえ、漁獲量割合の多い魚種等の漁獲量をグラフに反映し、その推移を示しました。
2	「泥干潟の拡大」の指摘については、榎野川河口の状況を指しているものと思われる。底質の泥化は、海水流動の停滞化が進むなど、泥が沈殿しやすくなることばかりではなく、砂の供給が減って相対的に泥分が目につくようになる場合もある。ここで示す現象がどちらの原因かを検討し、それに応じた対策を考える必要がある。	「泥干潟の拡大」は、榎野川河口干潟の事例を示しており、学識経験者の報告において、河川からの砂の供給が減少し、相対的に微細土粒子の供給による影響が増加しているとの見解もあります。底質改善対策の御意見として賜り、参考とさせていただきます。
3	山口県が面する4つの湾灘について触れているが、改正瀬戸内法では、関係する府県を合わせた湾灘協議会の設置と運営が求められており、各湾灘の隣接県との関係性にも触れておく必要がある。	広島湾については、広島湾再生行動計画に基づく関係省庁及び関係地方公共団体等と連携を図るとともに、その他の3つの灘については、関係する隣接県とも情報交換や必要な協力を行うことを「基盤的な施策」の項に明記しました。
4	沿岸域の現状に関するデータとして、山口湾の干潟状況や山口漁港の表層平均水温等を掲載しているが、最新のデータが少ないことから、直近のデータを掲載すべきである。	既存の調査報告書や統計資料の情報を踏まえ、沿岸域等の現状を提示しています。なお、本計画では、環境保全に関する調査研究に努めることとしており、最新情報の取得に努めてまいります。

【沿岸域の環境の保全、再生及び創出について】（6件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>山口湾の干潟を掘り起こしても顕著な効果がないことは明らかであり、アサリの養殖事業は湾内がもう少しきれいにならなければ無理であり、止めるべきである。干潟の掘り起こしに学生が多く参加しているので、教育的効果はあるかもしれない。</p>	<p>底質改善対策の具体的な取組事例として、山口湾の榎野川河口域干潟における耕耘活動を示しており、引き続き、学生の参加を含む、流域の関係者、学識経験者、住民及び行政が協働・連携し、底質改善対策を進めてまいります。</p>
2	<p>沿岸域の環境の保全、再生及び創出には、「現状の調査」と「河川上流域の環境保全」の視点が必要であり、項目等の追加を検討すべきである。</p>	<p>本計画には、調査研究に関する項目や森里川海の一体的再生など河川上流域の環境保全に関する項目を含んでいます。</p>
3	<p>「海砂利の採取」の項目に「河口閉塞対策等」とあるが、この「等」に航路浚渫も含まれるのであれば、その土砂の捨て場として新たな埋立てが拡大していることも課題として明示する必要がある。浚渫土砂を脱水固化して土木材にすると、沿岸の海面上昇や災害対策の陸のかさ上げ材として活用できるし、土砂処分場の延命にもつながり、瀬戸内法に掲げられている埋立て抑制にもつながる。</p>	<p>国基本計画に記載された「河口閉塞対策等」には、航路浚渫も含まれることから、国基本計画を踏まえた本計画においても航路浚渫を含んでいます。浚渫土砂の活用については、御意見として賜り、参考とさせていただきます。</p>
4	<p>埋立てに当たっての環境保全に対する配慮の項において、関係する法律の条項を記述し、法律に則っての対応を強調しているが、条文も明示すべきである。</p>	<p>明瞭簡潔な記載の観点から、条文の記載はしていません。</p>
5	<p>埋立てに当たっての環境保全に対する配慮について記述するのであれば、県が埋立ての免許・承認を実施している案件、申請中の案件を期間・面積・場所(地図上図示)を列挙し、埋立ての状況を示すべきである。</p>	<p>埋立てに当たっての環境保全に対する配慮については、公有水面埋立法等の個別法により対応してまいります。なお、埋立の状況については、環境省の「瀬戸内海における各種調査(埋立状況調査)」において、府県ごとの埋立免許・承認面積が公表されています。</p>
6	<p>周防灘の水質は良好で、生態系の多様性が今なお保全されている。瀬戸内海の環境保全を考えるのであれば、上関原発の予定地とされている上関町四代の田の浦湾を埋立てることは絶対にしないでください。</p>	

【水質の保全及び管理について】（7件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>施策項目と指標項目で記載が整合しない箇所等があるので再確認されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標のエコファーマーと化学物質排出量届出制度（PRTR）について、施策の項に関連の記載がない。 ・汚水処理人口普及率の指標の現状値は、処理施設毎の状況を示すこと。 ・赤潮対策に関連した指標がない。 	<p>御意見を踏まえ、指標の名称を関連の施策の項に記述しました。</p> <p>汚水処理人口普及率の指標の現状値については、処理施設毎の普及状況が分かるよう記載を見直しました。</p> <p>赤潮対策については、発生件数の推移を課題の項に示した上で、水質汚濁に係る環境基準の達成状況や各種取組事例を把握すること等により、施策の効果的な実施を図ることとしています。</p>
2	<p>環境基準が未達成の水域は沖合にあり、赤潮の発生水域は沿岸港湾区域にある。これは沿岸部と沖合で環境基準の類型が異なるため、沖合が汚れているわけではない。沖合の環境基準が達成されない理由については未解明である。赤潮が依然発生する水域は港湾区域など海水流動が抑制されている停滞水域であり、赤潮対策としてはこうした停滞水域の解消などの対策が求められる。</p> <p>このため、従来から取り組まれてきた水質汚濁防止の観点からの下水道整備などの負荷削減策は一定の成果を達成しており、生活排水処理対策としては利用人口密度の低い農山村地域では集落排水施設や合併式浄化槽の普及を優先することが望ましい。</p>	<p>「水質の保全及び管理」に係る施策において、水質汚濁、赤潮、富栄養化の防止のための対策を講じるとともに、水質環境基準の未達成の海域においては可及的速やかに達成に努め、達成された海域においてはこれが維持されるよう水質総量削減計画等の各種施策に取り組んでまいります。</p> <p>また、湾・灘ごと、季節ごとの地域の実情に応じた、きめ細やかな水質管理に関する検討や順応的な取組を進めてまいります。</p>
3	<p>赤潮の発生件数を示しているが、広い範囲で頻発しているときには適切な環境指標であったが、近年のように発生頻度が減り、規模も小さくなってきていることから、発生がみられる海域に応じた対策を考えることが必要である。</p>	
4	<p>「普及啓発・調査研究」については、「富栄養化防止」に主眼が置かれているが、港湾区域以外では、場所によって「貧栄養化対策」も考慮しなければならない。</p>	<p>本計画では、富栄養化防止に係る普及啓発とともに、地域における海域利用の実情に応じた調査研究にも努めてまいります。</p>
5	<p>水質に影響を及ぼす事故は、油流出事故だけではないことから、事故時に水質悪化に繋がる可能性のある設備・施設について、未然防止の措置や防除体制の整備を求めるべきである。</p>	<p>本計画では、油流出事故を含む海洋汚染の防止等を図るため、消防法や水質汚濁防止法等の関係法令による関係施設等への規制や各種防災計画による防災活動により、海洋汚染の未然防止や防除体制の整備・確保を図ることとしています。</p>
6	<p>油流出以外の事故に関する記述が見当たらないことから、施策項目や指標の追加を検討するべきである。</p>	
7	<p>水質の保全及び管理には、「現状の調査」の視点が必要であり、項目の追加を検討するべきである。</p>	<p>本計画には、公共用水域の水質常時監視等、調査に関する項目を含んでいます。</p>

【自然景観及び文化的景観の保全について】（3件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	県下には、神社仏閣等の文化的遺産と豊かな樹林等の自然景観が共に存在することから、両者の一体的保全が必要である。文化財について、県民に情報発信していくことが、瀬戸内海の環境保全に繋がるものと思われる。	関係法令や条例に基づく文化財の指定により、文化財と一体をなす歴史的環境や周辺の自然環境の保全を図るとともに、県ホームページ等を通じて指定文化財の情報発信に努めてまいります。
2	緑の維持管理は、竹などの過剰な繁殖を抑制し、適切な広葉樹林帯を里山として維持管理していく必要がある。それが森川海の物質循環と生態系バランスの安定化に資するものであり、こうした視点が必要である。	繁茂竹林整備事業や広葉樹を植樹する豊かな森づくりの取組を進めており、こうした取組を含め、本計画では、健全な水循環・物質循環機能の維持・回復を図るため、森・里・川・海の連続性に留意し、流域を単位とした関係者間の連携に努めることとしています。
3	エコツーリズムの推進では、ニホンアワサング群落が重要であるが、人が多く訪れる際に使用する水が流されると大きなダメージを与えることから、十分な配慮が求められる。	瀬戸内海特有の優れた自然景観等が失われないことを主眼として、自然公園法等の関係法令に基づく規制及び監視指導等に努めてまいります。

【水産資源の持続的な利用の確保について】（1件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	水産資源を守るとき、従来の視点に加えて「海中の砂場」の重要性を認識していただきたい。砂場はイカナゴなどの隠れ家であり、フグの産卵場など生態系の重要な役割を担っている。藻場干潟に加えて、海中砂場も現状把握を行い、保全と確保を図らないとフグ資源の回復は望めない。	本県においては、瀬戸内法に定める瀬戸内海海域では海砂利採取は行われていないことから、今後も引き続き、この現状を踏まえ対応するものとしています。海中砂場の現状把握等については、御意見として賜り、参考とさせていただきます。

【健全な水循環・物質循環機能の維持・回復について】（1件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	「物質循環機能」では、水や栄養塩類の循環だけでなく、山砂の円滑な海域への供給も考慮する必要がある。海岸や海底の砂不足の対策は、瀬戸内海の環境形成上重要である。	海域については、陸域との連続性に留意して、藻場・干潟等の沿岸域の環境の保全を推進することとしています。海岸等の砂不足の対策については、御意見として賜り、参考とさせていただきます。

【基盤的な施策について】（2件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	環境保全の必要性を教育の場で伝えていくことが肝要である。教育の場で瀬戸内海の環境保全を考えさせることは、長期的視野から見ても、効果的だと思われる。	本計画では、市町や学校が実施する水辺（海辺）の教室や水生生物調査等の取組を通じて、瀬戸内海の環境保全に関する教育を推進してまいります。
2	湾・灘における広域的な連携では、広島湾の連携事例が示されているが、他の灘でも、水質管理に加えて、水産資源の利用等のあり方など多方面な課題を協議する場が求められている。	トラフグについては、瀬戸内海及び九州の関係県と連携した種苗生産・放流体制を推進しており、こうした取組等を通じて、湾・灘を共有する県との連携に努めてまいります。

【指標について】（7件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	「藻場面積」や「干潟面積」は、直近の調査が必要である。また、藻場・干潟の総面積の比較ではなく、分布状況の変化の把握が必要である。	環境省が平成27年度から瀬戸内海の藻場・干潟の分布調査を進めていることから、当該調査結果等により、藻場・干潟の分布状況の把握に努めてまいります。
2	史跡、名称、天然記念物等の指定件数については、全案件の列記や分布図が必要である。	指定文化財については、県ホームページ（山口の文化財）に詳細情報が掲載されており、本計画では集計数値を掲載しています。
3	河川・海岸清掃活動参加人数については、「総数」ではなく実施箇所・時期・各開催の参加人数を明示すべきである。	河川・海岸清掃活動の実施箇所・時期・各開催の参加人数については、出典資料に掲載・公表されており、本計画では、集計数値を掲載しています。
4	自然景観及び文化的景観の保全に関して、施策項目に対して、指標項目がないものがあり、整合が必要である。	指標項目にない施策項目については、各施策の取組事例によって実施状況を把握・点検することとしています。
5	各指標の調査主体・調査時期が様々であり、本計画期間内のどの時期に再度調査されるのか不明であることから、指標値の次回調査時期・調査間隔等を明示すべきである。	指標の現状値については、本計画策定時の状況について、主に年度毎に取りまとめられる統計等から引用しています。また、計画策定から概ね5年後に行う点検等において、指標の変化を把握すること等により、施策の効果的な実施を図ってまいります。
6	指標の現状値が示されているが、過去10年の増減も示してほしい。	
7	「概ね5年後に進捗を点検」とあるが、その時点で指標の最新値が調査されるのか分からない。評価方法の再考が必要と考える。	

【その他】（12件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	計画の内容は、地域性や専門性が高いものと考えられることから、県民からの意見募集の他に、住民、関係者、専門家からの直接の意見聞き取り等の実施をお願いします。	本計画の作成においては、パブリック・コメントの他に、瀬戸内法に基づき漁業者等の関係者、関係企業、関係市町、学識経験者等からも意見聴取を行っています。
2	専門的な用語も見受けられるので用語解説を追加してはどうか。	御意見を踏まえ、用語解説を追加しました。
3	資料を精査し、語句説明を追加すべきである。	
4	4つの湾灘、島、砂浜、河川に係る記述があるが、それらを示す地図を資料として掲載してほしい。	
5	「海域の特性に応じたきめ細やかな取り組みを進める」とあるが、地域性を示す資料に乏しいと感じることから、地図上に関係する地域や海域特性がわかるように、その範囲・分布・施設位置等を明示してほしい。	御意見を踏まえ、関係湾灘を示す図に加えて、指標の現状値の資料に河川等の類型指定状況を示す図を追加し、河川、海域等の水域毎の分類を分かりやすくしました。その他の図示に関しては、御意見として賜り、参考とさせていただきます。
6	関係施策の実施地域、今後対策が必要な地域、施策に関連する施設の立地等を地図上に明記した資料が必要である。	
7	各所に「等」の記載があるが、極力具体的内容を列記すべきと感じる。	
8	計画の目標の項において「できるだけ～する」という表現があり、消極的に感じます。	国基本計画の目標と同じ表現としており、原案のとおりとします。
9	可能であれば、年次把握がし易いよう、元号西暦併記にしてほしい。	御意見として賜り、参考とさせていただきます。
10	県民への情報の通知、広報、教育指導に関しては、県民の多くが所属する「企業」への働きかけを重視いただきたい。	関係機関とも連携し、情報提供や広報に努めてまいります。
11	本骨子案は相当量の案件であること、各所に記載のある国や県の関係計画、法律等々も確認する必要があること、閉鎖性の高い海の環境について隣接県の状況も確認する必要があること、県の他の意見募集と期間が重複していたことから、1ヶ月の期間設定は短い。資料を再提示の上、期間の延長又は再実施を求める。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、期間の延長又は再実施は考えていません。なお、いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。
12	今回の意見募集について、「広報がどの程度であったのか」、「広報が十分なされたのか」を判断する為、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載されたのか具体的に提示されたい。	本パブリック・コメントの実施については、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、5月16日に報道各社に発表しました。 また、県ホームページに掲載するとともに5月20日の中国新聞、5月21日の山口新聞の紙面で実施に係る広報を行っています。